

## 保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年5月11日

大阪税関長 中山峰孝

記

被許可者の氏名又は名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
株式会社ニーフテック 和歌山県和歌山市小雜賀3丁目7番7号	株式会社ニーフテック 和歌山県和歌山市小雜賀3丁目7番7号	自 令和2年6月1日 至 令和8年5月31日